

緊急事態対策（抜粋）

令和3年1月14日決定

令和3年2月4日改定

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

1月14日（木）に国の「緊急事態措置を実施すべき区域」に本県が指定されたことから、より強い対策を進めます。

今般、緊急事態措置実施期間が3月7日まで延長されたことに伴い、当県の緊急対策も併せて延長します。

県内の状況

- ・ 感染リスクの高い飲食については、関連クラスターが12月以降で41発生
- ・ 職場や学校、家庭内など、日常のあらゆる場で感染が多発
- ・ 1月9日には過去最多となる105人の新規感染者を確認
- ・ 現役世代が親世代の高齢者に感染させたり、無症状・軽症が多い若者にあっても、後遺症に苦しむケースも発生

県民の行動変容

(1) リスクを伴う飲食の自粛

- ・ 昼夜を問わず、自宅・外食を問わず、以下の飲食については自粛。
 - ◇ 家族やパートナー以外との飲食
 - ◇ 長時間の飲食
 - ◇ 酒類を伴い、大声を出す飲食
 - ◇ マスク無しで会話を伴う飲食など
- ・ 「GoToイート」の食事券新規発行停止の継続、既発行食事券の利用自粛の継続（使用期限延長を予定）。

(2) 不要不急の外出自粛（昼夜を問わず、特に夜8時以降）特措法第45条第1項

- ・ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、自粛要請の対象外。

(3) 県をまたぐ不要不急の移動自粛 特措法第45条第1項

- ・ 特に、緊急事態措置を実施すべき区域の都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、福岡県）に対しては移動自粛を徹底。